

# 藤沢市立新林公園ほか24公園 指定管理者募集要項

藤沢市 都市整備部  
公園課

## 藤沢市立新林公園ほか24公園指定管理者募集要項目次

はじめに	1
<b>I 施設の概要等</b>	
1 設置の目的	1
2 施設の概要	2
<b>II 指定管理にあたっての条件</b>	
1 指定管理者が行う業務の内容	4
2 管理運営に要する経費	4
3 指定期間	6
4 指定管理者業務の継続が困難になった場合の措置	6
<b>III リスク分担</b>	6
<b>IV 応募の手続き</b>	
1 申請書類	7
2 提出書類の著作権等	8
3 応募の条件	9
4 欠格事項	9
5 提案を受ける内容	10
6 募集要項等の配付場所	10
7 募集要項等の配布日	10
8 質問の受付	11
9 申請書類の提出	11
10 留意事項	12
<b>V 指定管理者の選定</b>	
1 審査（書類審査、プレゼンテーション 及び申請者へのヒアリング）	12
2 指定管理者候補者第1順位者及び第2順位者決定後の手続き	13
3 審査点の基準	13

<b>VI 指定管理者指定後の手続き(協定の締結)</b>	
1 基本協定の締結	1 3
2 年度協定の締結	1 3
<b>VII スケジュール</b>	1 4
<b>VIII 管理運営開始後のやりとり</b>	
1 年間事業計画書	1 4
2 事業報告書	1 4
3 モニタリング及び藤沢市公の施設指定管理者評価	1 5
<b>IX 問い合わせ先</b>	1 5
別紙1 藤沢市と指定管理者とのリスク分担表	1 6
別紙2 藤沢市立新林公園ほか24公園指定管理者候補者の選定に係る 審査評価基準表	1 8
別紙3 指定管理者指定申請書	1 9
別紙4 ウイルス検査済証明書	2 0

## 藤沢市立新林公園ほか24公園指定管理者募集要項

### はじめに

本市では、環境保全、景観、レクリエーション活動、防災などの多様な機能を持ち、市民に安らぎや潤いを与える緑の公共空間として、公園緑地の整備を進めており、現在までに316箇所の公園緑地を開設し、自然とのふれあいの場や人々の交流の場、健康増進のための運動の場として、多くの市民の皆様に利用されているところです。

一方、市民ニーズの多様化や施設の老朽化、維持管理費の増大等の課題が生じていることや、コロナ禍によって、公園の価値が見直され、市民一人ひとりの心豊かな生活を支える役割も期待されるなど、今後、「公園」という場所に対する市民ニーズは、更に高まっていくことが予想されています。

平成15年9月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が新たに設けられたことから、本市の公園管理につきましても、更なる市民サービスの向上をめざし、業務の効率化を図り、市民の皆様の多様なニーズに応えるべく、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在12公園の管理運営を行っています。

次期指定管理に向けては、更に多様化するニーズに民間事業者のノウハウを活かしながら、効果的で効率的に対応するため、既存の12公園の指定管理に加えて、新たに近隣公園等のトイレがある13公園を対象施設として追加し、維持管理等の経費の節減、市民サービスの向上を図るとともに、地域の特性を活かしながら、公園の質を高め、より魅力的なオープンスペースとしていきたいと考えています。

については、現指定管理者の指定期間（5年間）が令和5年度末をもって終了することに伴い、効果的で効率的な管理運営を図るため、令和6年度からの5年間について指定管理者の募集を行うものです。

## I 施設の概要等

### 1 設置の目的

新林公園ほか24公園は、それぞれ総合公園、風致公園、地区公園、近隣公園、街区公園、緑地として計画設置されたもので、このうち、新林、大庭城址、片瀬山、湘南台、遠藤、神台、翠ヶ丘の各公園は周辺施設も含めて指定緊急避難場所（大規模火災）として位置づけられており、引地川緑地についても災害時の避難路としての機能を有する緑道としても位置付けられています。

また、桐原、遠藤、湘南台、西浜、辻堂南部及び引地川親水の各公園には市民の身近なスポーツ活動の場として、運動施設が設けられています。

## 2 施設の概要

施設名 供用開始年月日	種別	所在地 供用済面積
新林公園 昭和 55 年 3 月 31 日	総合公園	川名字新林 4 1 1 番 1 1 6 . 1 6 ha
大庭城址公園 昭和 60 年 3 月 31 日	総合公園	大庭字城山 6 3 2 3 番地 1 2 . 5 8 ha
片瀬山公園 昭和 48 年 4 月 1 日	風致公園	片瀬三丁目 2 8 0 0 番 1 2 . 8 7 ha
引地川親水公園 平成 9 年 4 月 1 日	地区公園	大庭字中沢 6 5 1 0 番 1 6 . 1 4 ha
桐原公園 昭和 42 年 4 月 1 日	近隣公園	桐原町 5 番 1 . 7 0 ha
遠藤公園 昭和 60 年 8 月 1 日	近隣公園	遠藤字南大平 6 3 9 番 2 2 . 0 6 ha
湘南台公園 昭和 51 年 5 月 1 日	近隣公園	湘南台七丁目 1 6 番 2 . 6 5 ha
神台公園 平成 24 年 3 月 31 日	近隣公園	辻堂神台一丁目 6 番 2 1 . 0 0 ha
西浜公園 昭和 43 年 2 月 10 日	近隣公園	片瀬海岸三丁目 1 番 3 0 0 . 7 1 ha

辻堂南部公園 昭和 58 年 3 月 31 日	近隣公園	辻堂西海岸三丁目 7 1 8 1 番 8 1. 9 8 ha
境川緑地 昭和 48 年 4 月 1 日	緑道	大鋸二丁目 4 7 番 1 他 0. 3 9 ha
引地川緑地 昭和 45 年 4 月 1 日	緑道	鵜沼海岸二丁目～湘南台二丁 目地内他（竜宮橋～湘南台橋 他） 8. 1 1 ha
伊勢山緑地 昭和 26 年 5 月 20 日	都市緑地	藤沢四丁目 6297 番 1 0. 8 7 ha
烏森公園 昭和 34 年 4 月 1 日	街区公園	鵜沼神明二丁目 907 番 0. 6 1 ha
柄沢公園 昭和 39 年 4 月 1 日	街区公園	藤が岡三丁目 20 番 0. 2 6 ha
円行公園 昭和 49 年 3 月 31 日	近隣公園	湘南台三丁目 6 番 0. 8 8 ha
翠ヶ丘公園 昭和 51 年 4 月 1 日	近隣公園	西富字西原 593 番 2 2. 3 6 ha
小糸台公園 昭和 57 年 3 月 31 日	近隣公園	大庭字七塚 5055 番 18 1. 5 7 ha
御殿辺公園 昭和 59 年 3 月 31 日	近隣公園	藤沢二丁目 2089 番 1 1. 1 2 ha
二番構公園 昭和 60 年 8 月 1 日	近隣公園	大庭字二番構 5528 番 0. 9 7 ha
舟地藏公園 平成 1 年 4 月 10 日	近隣公園	大庭字小糸 5143 番 1. 4 8 ha
天神公園 平成 4 年 4 月 1 日	近隣公園	天神町二丁目 14 番 0. 7 0 ha

なかむら公園 平成 17 年 9 月 1 日	近隣公園	石川一丁目 29 番 36 1. 3 4 ha
宮ノ下公園 平成 31 年 4 月 1 日	近隣公園	柄沢一丁目 20 番地の 1 1. 6 5 ha
下土棚遊水地公園 令和 6 年 1 月 4 日(予定)	地区公園	下土棚字大下 1274 番 2 2. 8 3 ha

※施設の詳細、供用日、供用時間については、「藤沢市立新林公園ほか 2 4 公園指定管理者管理運営仕様書」内 1 3 ページ以降の別紙 1 「藤沢市立新林公園ほか 2 4 公園施設の概要」を参照してください。

## II 指定管理にあたっての条件

### 1 指定管理者が行う業務の内容

※詳細については、「藤沢市立新林公園ほか 2 4 公園指定管理者管理運営仕様書」を参照してください。

- (1) 公園施設の維持管理業務 . . . . . 仕様書 P5～P9
- (2) 公園愛護会等に対する支援業務 . . . . . 仕様書 P9
- (3) 有料公園施設等管理運営業務 . . . . . 仕様書 P9～P11
- (4) 公園施設の設置目的を効果的に達成するために必要な業務

※仕様書以上の提案や独自の自主事業の提案も可能です。なお、事業を実施するにあたっては本市と協議の上、承認が必要です。

### 2 管理運営に要する経費

#### (1) 有料公園施設の利用料金等

有料公園施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。条例の定める額の範囲内で利用料金の設定をすることとします。なお、設定にあたっては、本市の事前承認が必要であり、高齢者・障がい者等に対する減額又は免除規定が「藤沢市有料公園施設等使用規則」に定められています。

次に、指定管理者が自主事業を行う場合には、自主事業参加者が支払う料金を自らの収入とすることができます。この場合、指定管理者は事前に自主事業の実施について本市の承認を得るものとします。

## (2) 指定管理に係る経費

本市は、管理運営に係る経費から利用料金収入見込額を差し引いた額を、各年の予算の範囲内で年度毎に締結する協定により定めた方法により指定管理料として支払います。

### 【指定管理料】

本市からの指定管理料については、396,169,000円／年を上限とします。本施設の指定管理者への申請を検討される際の参考にしていただくため、直近5年間の指定管理料をお示しいたします。

令和元年度 234,390,400円

令和2年度 236,977,989円

令和3年度 236,189,689円

令和4年度 234,991,130円

令和5年度 236,281,799円

※お示した金額は現在指定管理にて管理運営を行っている12公園の金額です。(新林公園、大庭城址公園、片瀬山公園、引地川親水公園、桐原公園、遠藤公園、湘南台公園、神台公園、西浜公園、辻堂南部公園、境川緑地、引地川緑地)

※指定管理料提案額の算出にあたっては、消費税10%として計算してください。なお、消費税率の変更があった場合には、その時点で、指定管理料の修正(税率変更分の反映)を行います。

※2年目以降の指定管理料については、実績を踏まえ、協議の上、年度協定の中で定めるものとします。

※本市は、提案された指定管理料に基づき、予算調製を行います。その後、本市議会における予算の議決を経て、年度協定において確定します。そのため提案額が必ずしも保証されるものではありません。また、本市議会における予算の議決がなされないときは、年度協定が成立しない場合がありますので、年度協定が必ずしも保証されるものでもありません。

※本市は、指定管理者が人件費・事務費等経費の削減など経営努力により生み出した余剰金について、本市の要求水準を満たしながら管理及び事業を実施する範囲内においては、原則として返還を求めません。また、本市は指定管理者の運営に起因する不足額については、原則として補填を行いません。

※人件費、物件費、物価変動に伴う経費の増額分については、16ページの別紙1「藤沢市と指定管理者とのリスク分担表」に基づくものとします。リスク分担表に記載がない場合については、協議することができるものと



ます。

### (3) 会計帳簿の明確化

指定管理者は、指定管理業務に係る経費及び収入は、法人等自体の口座とは別に専用の口座を設け管理するとともに、会計帳簿を明確にしてください。

## 3 指定期間

2024年（令和6年）4月1日から2029年（令和11年）3月31日までの5年間とします。

## 4 指定管理者業務の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合、またはその恐れが生じた場合は、速やかに本市に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合、またはそのおそれがあると認められる場合は、本市は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた時には、本市は指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) 指定管理者が本市の指示に従わないときや、指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、本市は指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (4) (2)または(3)により指定管理者の指定を取り消され、本市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責を負うこととなります。
- (5) 本市又は指定管理者の責に帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、本市と指定管理者は指定管理業務の継続の可否について協議することとなります。

## Ⅲ リスク分担

指定管理業務に関するリスク分担については、16ページの別紙1「藤沢市と指定管理者とのリスク分担表」のとおりです。ただし、定めのない事項または不測のリスクが生じた場合は、本市と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

## IV 応募の手続き

### 1 申請書類

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙3 藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第1号様式（第2条関係））
- (2) 藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条第2項に定める書類

ア 事業計画書（別紙2「藤沢市立新林公園ほか24公園指定管理者候補者の選定に係る審査評価基準表」を参照し、審査評価基準表の評価項目ごとに作成してください。）

別紙2「審査評価基準表」番号

- I-1 (1) 指定管理者制度への理解  
(2) 管理運営の基本方針
- I-2 (1) 団体の適性  
(2) 財務面の健全性・安定性  
(3) 管理運営実績
- II-1 (1) 施設利用の促進  
(2) サービスの向上  
(3) 平等な利用の確保  
(4) 利用者意見等の把握
- II-2 (1) 施設・設備の維持管理
- II-3 (1) 防犯・防災対策  
(2) 緊急時の対応
- II-4 (1) 人員体制  
(2) 収支予算書  
(3) 効率的な運営
- II-5 (1) 情報の管理体制  
(2) SDGs・環境配慮・人権擁護・受動喫煙防止  
(3) 暴力団排除
- II-6 (1) 関係機関・団体との連携  
(2) 市内経済活性化への配慮  
(3) 公園内植栽の維持管理  
(4) 自主事業について  
(5) 地域貢献実績
- III-1 (1) 業務要求水準との適合性  
(2) 特色ある提案  
(3) 提案の実現性

※指定管理者の業務の一部を再委託する場合には、その業務、予算額及び受託団体の概要を記載してください。

なお、地域経済の活性化及び市内企業育成のため、業者選定などをする場合、市内企業を優先することにご協力をお願いいたします。

※障がい者差別解消法に向けた取り組みについても記載してください。

#### イ 収支予算書

上記を基本に必要な事項を盛り込み、指定期間 5 年間分を作成してください。

#### ウ 指定を受けようとする団体の概要を記載した書面（法人等に関する資料）

（ア）法人等の組織図、代表者・役員等の構成（略歴及び複数の役職を兼務する場合は、兼務状況を記載してください。）

（イ）指定申請の日に属する事業年度の前年度及び前々年度における収支決算書類、法人税確定申告書類、財産目録（公益法人にあっては、公益法人会計基準に準拠した決算書類）

（ウ）最新の定款、寄付行為、規約その他これらに準ずる書類及び登記簿謄本（申込日前 6 月以内のもの）

（エ）直近 2 か年度分の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（法人県民税・事業税）、市税（法人市民税、固定資産税）の納税証明書

#### エ 指定を受けようとする団体の活動実績を記載した書面

（ア）法人等が行っている事業概要、経歴、実績

（イ）公園施設（有料公園施設含む）管理及び樹木等育成管理業務に係る実績（当該実績がある場合のみ）

※本市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合があります。

## 2 提出書類の著作権等

(1) 申請者が提出した書類に著作物が含まれる場合は、その著作権は申請団体に帰属します。ただし、指定管理者の審査選定及び手続きのために必要な場合は、本市は当該著作物を含む申請書類等を無償で複製使用できるものとします。

(2) 提出された申請書類等については、市民から公開を求められた場合、当該申請者の意見を聞いた上で藤沢市情報公開条例に基づき判断するものとします。

### 3 応募の条件

- (1) 公の施設の管理を行うにあたり、市民の平等な利用を確保することができる団体等であること。
- (2) 事業計画書の内容により、当該管理を行う公の施設の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができることと認められる団体等であること。
- (3) 事業計画に沿った公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有している団体等であること。
- (4) その他、公の施設の設置の目的を達成するために必要な能力を十分に有している団体等であること。
- (5) 申請資格

法人その他の団体（以下「団体」とする。）もしくはそれらを構成員とするグループ（以下「グループ」とする。）であり、公園における管理運営の経験を有していること。なお、個人の申請は不可とします。

※ グループによる申請の場合は、1団体以上が上記の経験を有していること。また、任意のグループ名称をつけ、その名称で申請し、代表の団体を決めてください。本件に関する連絡等は、代表の団体に対して行います。なお、代表・構成員の変更は認めません。ただし、特別な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上支障がないと本市が判断した場合には、変更を認める場合があります。

### 4 欠格事項

応募の時点において、応募者は、次の欠格事項に該当しない団体等(再委託先を含む)に限るものとします。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きをしている法人等
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続きをしている法人等
- (3) 法人税、法人住民税及び法人事業税、消費税及び地方消費税、所得税並びに本市に事業所を有する場合には、当該事業所の用に供している資産に係る固定資産税を滞納している法人等、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない法人等又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない法人等
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札の参加資格)に該当する法人
- (5) 暴力団又はその構成員として次に該当する法人等

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- イ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等
- ウ 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む法人等
- (6) 役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられる者がいる法人等
- (7) 本市が行う指名競争入札において参加停止措置を受けている法人等、若しくは本市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の別表に該当する事項を過去3年に渡り発生させていないこと。
- (8) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある法人等
- (9) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けており、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告が終わっていない法人等

## 5 提案を受ける内容

- (1) 指定期間において効果的で効率的な管理運営を行う提案
- (2) 施設利用の促進及びサービスの向上を図るための提案
- (3) 施設を活用した緑化啓発普及事業を効果的に実施するための提案

## 6 募集要項等の配付場所

藤沢市役所 分庁舎6階 都市整備部公園課

## 7 募集要項等の配付日

2023年(令和5年)7月19日(水)～8月18日(金)までの午前9時～午前12時、午後1時～午後5時(土・日・祝日除く)

※本市のホームページからもダウンロードすることもできます。

掲載場所は、ホーム > 教育・文化・スポーツ > レジャー・スポーツ > 公園・広場

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyoiku/leisure/koen/index.html>

## 8 質問の受付

募集要項及び仕様書等の内容に関する質問のある場合は、次の期間内に電子メールで提出してください。

### (1) 受付期間

2023年（令和5年）7月19日（水）午前9時～7月31日（月）午後5時まで

### (2) 受付方法

質問書（様式自由）に質問事項をまとめ、団体名、質問者氏名、電話番号、メールアドレスを記入の上、電子メールで提出してください。その際、件名（タイトル）を「藤沢市立新林公園ほか24公園指定管理者の質問」としてください。また、不着防止のため、電話でのご連絡もお願いします。※募集要項などの資料名や質問関連ページを記載いただくなど、何の項目かがわかるように明記してください。

送り先メールアドレス [fj2-kouen@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj2-kouen@city.fujisawa.lg.jp)

### (3) 回答方法

2023年（令和5年）8月10日（木）に本市のホームページ上で回答します。

掲載場所は、ホーム > 教育・文化・スポーツ > レジャー・スポーツ > 公園・広場

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyoiku/leisure/koen/index.html>

## 9 申請書類の提出

### (1) 申請書類の提出先

藤沢市役所 分庁舎6階 都市整備部公園課

### (2) 受付日時

2023年（令和5年）7月19日（水）～8月18日（金）までの午前9時～午前12時、午後1時～午後5時

### (3) 提出方法

申請書類等は受付期間内に上記提出先に直接持参した上で、電子データ（CD又はDVD）でも提出してください。その際、必ず提出前にウイルス対策ソフト（メーカー指定なし）で提出用媒体のウイルス感染の有無をチェックし、ウイルス感染が無いと確認したものを別紙4の「ウイルス検査済証明書」と共に提出してください。郵送や電子メール、FAX等のみによる提

出は認めません。

(4) 提出部数

- |              |        |        |
|--------------|--------|--------|
| ・ 指定管理者指定申請書 | 正本 1 部 |        |
| ・ 事業計画書      | 正本 1 部 | 写し 8 部 |
| ・ 法人等に関する資料等 | 正本 1 部 | 写し 8 部 |

## 10 留意事項

- (1) 本市に提出された申請書類等は、理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 一度提出した申請書類等の内容を変更することはできません。
- (3) 申請に関して必要となる費用は、すべて申請団体の負担とします。

## V 指定管理者の選定

指定管理者候補者の審査選定にあたっては、「藤沢市公園指定管理者審査選定委員会の設置に関する規程」に基づき設置する「藤沢市立新林公園ほか24公園指定管理者審査選定委員会（以下「審査選定委員会」という。）」において藤沢市情報公開条例第6条第2号及び第3号の規定に基づき非公開で行います。

審査選定にあたっては、提出された申請書類及び事業計画書等に関する申請者からのプレゼンテーションをもとに別紙2「藤沢市立新林公園ほか24公園指定管理者候補者の選定に係る審査評価基準表」により行い総合的に判断し、本市議会の議決を経て、藤沢市長が指定します。なお、指定後速やかに告示します。

### 1 審査（書類審査、プレゼンテーション及び申請者へのヒアリング）

提出された書類及び専門委員による財務分析結果の報告を基に、委員長及び各委員が審査を行います。

また、申請者によるプレゼンテーション及び申請者へのヒアリングを実施します。（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度、出席人数は5名までとする。）ただし、提出された書類等に基づく内容に限ります。申請者が多数の場合、プレゼンテーション及びヒアリングについては、書類審査で上位3者の団体・グループに行うものとします。審査結果に基づき、指定管理者候補者第1順位及び第2順位（次点）を決定し、その結果は、申請者全員に文書で発送予定です。

## 2 指定管理者候補者第1順位者及び第2順位者決定後の手続き

指定管理者候補者第1順位者については、本市議会の議決を経て指定することになります。協議により合意に達しない場合、あるいは指定後に取消しまたは辞退となった場合は、第2順位者と協議を行い、候補者として決定後、本市議会の議決を経て指定することになります。

## 3 審査点の基準

評価点数の配点は、5点を基本とし、3点を基準点とします。なお、合計点の算出にあたり、審査項目ごとに1～2倍の係数を設定します。

各委員の合計点の平均が108点（60％）に満たない場合は、指定管理者の候補者から除外します。また、団体の基本的要件において、1項目でも委員の平均点が2点以下となった場合は、候補者となることはできないものとしてします。

審査項目については18ページの別紙2「藤沢市立新林公園ほか24公園指定管理者候補者の選定に係る審査評価基準表」を参照してください。

## VI 指定管理者指定後の手続（協定の締結）

業務内容に関する細目的事項、指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項について、協定を締結します。

### 1 基本協定の締結

指定管理者として選定された法人等は、議会の議決後、市と協議を行った上で、基本協定を締結します。

原則申請時の内容をそのまま実施することとしますが、審査選定委員会で意見が付された事項等については、改めて市と指定管理者との間で協議した後、指定期間における施設の運営管理に関して必要な事項を定める基本協定を締結します。

### 2 年度協定の締結

指定管理者の指定の議決後、基本協定に基づき、各年度の予算の議決を条件に、当該年度の事業や市が支払う指定管理料に関する事項等について定める年度協定を締結します。



## Ⅶ スケジュール（予定）

2023年（令和5年）

7月19日（水）～8月18日（金）	募集要項等配付
7月19日（水）～7月31日（月）	質問受付
8月10日（木）	質問に対する回答
7月19日（水）～8月18日（金）	申請受付
9月下旬	プレゼンテーション及びヒアリング
10月上旬	選定結果の通知及び公表
12月	指定管理者の指定の議決（予定）

2024年（令和6年）

1月中旬	指定管理者の指定の告示（予定）
3月上旬	基本協定の締結
3月	業務引継ぎ （※指定管理者に変更がある場合）
4月1日	年度協定書の締結 指定管理者による指定管理開始

## Ⅷ 管理運営開始後のやりとり

主なやりとりは次のとおりですが、協議等による様式の決定や提出後の承認等が必要な場合があります。

### 1 年間事業計画書

毎年度開始前に、当該年度の執行体制、事業実施計画、収支計画、その他必要な事項を記載した年間事業計画書を提出していただきます。各年度協定締結後、速やかに指定管理者としてのノウハウに支障のない範囲で事業計画書をホームページ等で公表してください。また、事業計画書上の内容を実行してください。

### 2 事業報告書

毎年度終了後に、当該年度の施設の利用状況、事業実績、収支報告、その他本市が管理運営の状況を把握するために必要な事項を記載した事業報告書を提出していただきます。本市の確認後、速やかに指定管理者としてのノウハウに支障のない範囲で事業報告書をホームページ等で公表してください。

### 3 モニタリング及び藤沢市公の施設指定管理者評価

管理運営業務に関して、本市と指定管理者相互にモニタリングを行うとともに、指定期間中に1回、藤沢市公の施設指定管理者評価委員会による評価を行うことがあります。

#### (1) モニタリング

指定管理者が、「施設・設備の維持管理」、「業務運営及びサービスの質の向上」などを中心に仕様どおりの管理運営を行っているかどうかのチェックを本市及び指定管理者の双方で行うものとします。モニタリングは毎年年度行うものとし、年度における実施時期は、本市は半期毎（年度中に2回）に、指定管理者は四半期毎（年度中に4回）に行うものとします。

#### (2) 藤沢市公の施設指定管理者評価委員会評価

本市が求めた場合に、藤沢市公の施設指定管理者評価委員会を開催し、本市及び指定管理者に対するヒアリングなどによる調査に基づき、指定管理者が提供する管理運営サービスの質を客観的な立場から総合的に評価するものとします。藤沢市公の施設指定管理者評価委員会による評価の時期は、3年目に行うものとします。評価結果は「本市議会」に報告するとともに、市ホームページ等により一般に公開することになります。

#### (3) 監査

管理運営業務に関して、本市の監査事務局による監査が行われることがあります。この場合、指定管理者は監査に協力するものとします。

## IX 問い合わせ先

藤沢市役所 都市整備部 公園課 管理担当

住 所 〒251-8755 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電 話 0466(50)3535

F A X 0466(50)8439

メールアドレス [fj2-kouen@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj2-kouen@city.fujisawa.lg.jp)

以 上

藤沢市と指定管理者とのリスク分担表

項目	リスクの内容	負担者	
		藤沢市	指定管理者
管理運営費の上昇	人件費、物件費、物価変動に伴う経費の増		○
	金利変動による管理運営費の上昇に伴う経費の増		○
法令の変更	協定書締結時に考慮されていない指定管理者制度に直接関係する条例、規則改正その他の制度変更に伴う経費の増	○	
	施設の管理運営にかかる一般的な法令変更による経費の増		○
税制度の変更	施設の管理、運営に大幅に影響を及ぼす税制変更による経費増（消費税等）	○	
	施設の管理、運営に係る一般的な税制変更による経費増（法人税等）		○
行政上の理由による事業変更等	行政上の理由により施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合における経費及びその後の維持管理経費の増及び収入の減	○	
指定管理者の提案に基づく業務内容の変更に伴う経費の増加	指定管理者の提案に基づく指定期間中の業務内容の変更に伴う経費の増及び収入の減		○
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも期すことのできない自然又は人為的な現象)による施設・設備の復旧にかかる経費	○	
	不可抗力による施設の利用制限に伴う利用料金収入の減少及び事業の中断等		協議事項
需要変動	需要変動による収入の減		○
事業の中止・延期	年度協定締結以降の藤沢市の指示によるもの	○	
	指定管理者の業務不履行・放棄・破たん		○
業務水準の不適合	業務の水準が協定書等に定めた要求水準に不適合		○

施設・設備 の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由の場合の修繕費用等の増及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で見積額1件100万円以上のもの	○	
	指定管理者の瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で見積額1件100万円未満のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う施設の利用制限による利用料金収入の減及び事業の中断等	協議事項	
備品の購入	備品の新規購入及び指定管理者の管理瑕疵によらない経年劣化等における備品の買替	協議事項	
施設利用者 への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由の場合(不適切な施設管理により利用者等がケガ等をした場合)		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由の場合(不適切な施設管理により騒音、振動等が発生し、第三者に損害を与えた場合)		○
	上記以外の場合	○	
保険加入	施設の火災保険	○	
	賠償責任保険・損害保険		○
地域住民・施設利用者への対応	地域住民との協調		○
	施設管理・業務内容に関する住民及び施設利用者からの苦情・要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
資金調達	藤沢市から指定管理者への経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者から再委託業者への経費の支払い遅延によって生じた事由		○
書類の誤り	提案書、事業計画書、事業報告書等の指定管理者が提出した内容の誤りによるもの		○
指定期間満了時の費用	指定期間満了時又は指定を取り消された場合の撤収費用及び引き継ぎに関する費用		○

藤沢市立新林公園ほか24公園指定管理者候補者の選定に係る審査評価基準表

区分	審査の基準	評価項目	評価の視点	配点	一次評価	二次評価	係数	得点	
I 団体の基本的要件	1 指定管理者であるための基本的理解	(1) 指定管理者制度への理解	(1)指定管理者制度の目的や趣旨をよく理解しているか	5			1	5	
		(2) 管理運営の基本方針	(2)施設の設置目的や基本理念をよく理解し、藤沢市緑の基本計画に基づき、管理運営の基本方針を確立しているか	5			1	5	
	2 管理運営能力	(1) 団体の適性	団体の種別、経営理念・方針、組織基盤・体制は、当該施設の指定管理者としてふさわしいものか	5			1	5	
		(2) 財務面の健全性・安定性	管理運営を安定的に行うための経営基盤を有しているか	5			1	5	
(3) 管理運営実績		同種又は類似の施設の管理運営実績はあるか	5			1	5		
II 事業計画書	1 施設の効用の発揮	(1) 施設利用の促進	施設の利用を促進させる具体的な提案がされているか、また、その内容は適切か	5			1	5	
		(2) サービスの向上	新たなサービスの具体的な提案がされているか、また、その内容は適切か	5			1	5	
		(3) 平等な利用の確保	市民等の平等な利用の確保のための考え方・方策は適切か	5			1	5	
		(4) 利用者意見等の把握	利用者の意見、要望、苦情等の受付及びこれらに対応する体制は確立しているか	5			1	5	
	2 施設の管理	(1)施設・設備の維持管理	施設や設備の維持管理計画は適切か	5			2	10	
	3 危機管理体制	(1) 防犯・防災対策	防犯や防災への取り組みは確立されているか	5			1	5	
		(2) 緊急時の対応	事故、災害その他の緊急事態が発生した場合の体制は確立されているか	5			2	10	
	4 人員体制・経費	(1) 人員体制	労働法令への遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされており、当該業務の執行体制、人員配置、勤務割振り、研修計画等は適切か	5			1	5	
		(2) 収支予算書	管理運営経費は適正に算定されているか、また、収支予算書の内容は適切か	5			1	5	
		(3) 効率的な運営	管理運営経費の縮減を図る具体的な提案がされているか	5			2	10	
	5 市の施策への理解	(1) 情報の管理体制	情報公開・個人情報保護への取組は確立されているか	5			1	5	
		(2) SDGs・環境配慮・人権擁護・受動喫煙防止	SDGs・環境配慮・人権擁護・受動喫煙防止の取組は確立されているか	5			1	5	
		(3) 暴力団排除	暴力団排除への取組は確立されているか	5			1	5	
	6 特記項目	(1) 関係機関・団体との連携	他部門、他機関(関係団体、地域住民)との連携の維持・促進のための考え方・取組等は適切か	5			2	10	
		(2) 市内経済活性化への配慮	業者発注を必要とする業務について、市内業者への発注等、市内経済の活性化への配慮がされているか	5			2	10	
		(3) 公園内植栽の維持管理	樹木等が良好に育つ環境を維持しつつ、美観や景観に配慮した計画的な維持管理計画となっているか	5			2	10	
		(4) 自主事業について	自主事業の企画・実施にあたり、公園施設を一体的または連携して活用するなど、効果的な事業実施について、十分な実績があるか、または期待できるものか	5			2	10	
		(5) 地域貢献実績	地域貢献の取り組みに十分な実績があるか、また、その経験を事業に活かすことが期待できるか	5			2	10	
	III 提案	1 提案内容	(1) 業務要求水準との適合性	管理区域、業務範囲、その他市の提示する条件等について漏れなく適確な把握をされた提案となっているか	5			1	5
			(2) 特色ある提案	各項目の提案を通じて、団体の特色を生かした、創意工夫がある提案となっているか	5			2	10
(3) 提案の実現性			各項目の提案に矛盾がなく、着実に安定的な、実現可能性のある提案となっているか	5			2	10	
							130	計	180

◎一次評価欄・・・一次評価として書類審査を行う場合又は書類審査のみで評価を行う場合に使用(5段階評価で記載)

◎二次評価欄・・・プレゼンテーション審査を行う際に、一次評価をもとに見直しを行い最終評価を記載する欄として使用(5段階評価で記載)

◎配点基準・・・たいへん優れている…5点 優れている…4点 普通…3点 やや劣る…2点 劣る…1点

◎係数欄・・・施設の特性等により、重要視する評価項目がある場合に使用

※委員全員の合計得点の平均が満点の60%(108点)を下回る場合には、候補者となることはできないものとする。

※団体の基本的要件において委員の二次評価の平均点が2点以下となった場合には、候補者となることはできないものとする。

第1号様式(第2条関係)

## 指定管理者指定申請書

年 月 日	
藤沢市長	
申請団体	所在地 名 称 代表者の氏名 電話番号
⑩	
指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。	
指定を受けようとする団体	名 称
	事務所の所在地
管理を行おうとする公の施設の名称	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 団体の概要説明書 <input type="checkbox"/> 団体の活動実績書 <input type="checkbox"/>
(事務処理欄)	

年 月 日

藤沢市長

所在地  
事業者名  
代表者名

## ウイルス検査済証明書

納入（持込）媒体及びファイルにつきまして、次のとおりウイルス検査を実施した結果、媒体内に格納したファイルについて、ウイルス感染していないことを証明します。

協 定 名			
協 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
媒 体 の 種 類			
検 査 年 月 日	年 月 日		
ウイルス対策製品	製 品 名		
	パター ン フ ァ イ ル	番 号	更 新 日  年 月 日
検 査 実 施 者	団 体 等 名		
	氏 名		

※ この検査済証は、1媒体につき1枚を各媒体に添付して提出すること。